

特別償却の付表（二十三）の記載の仕方

- 1 この付表（二十三）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の2第1項《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の33第1項《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第46条の2第1項又は第68条の33第1項に規定する事業再編促進機械等（以下「事業再編促進機械等」といいます。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得したものについては、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 2 「事業再編促進機械等の種類等1」には、耐用年数省令別表に基づき、事業再編促進機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その事業再編促進機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。
- 3 「取得価額5」には、事業再編促進機械等の取得価額を記載します。

ただし、その事業再編促進機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 4 「割増償却率7」の分子は、次の事業再編促進機械等の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 機械及び装置…「40」
 - (2) 建物及び建物附属設備並びに構築物…「45」
- 5 「償却・準備金方式の区分9」は、その事業再編促進機械等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 6 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「事業再編の実施期間10」には、措置法第46条の2第1項に規定する認定事業再編計画に係る農業競争力強化支援法第18条第3項第2号《事業再編計画の認定》の事業再編の実施期間を記載します。
 - (2) 「事業の用に供した事業再編促進機械等の仕様、性能等判定上参考となる事項11」は、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が事業再編促進機械等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。